

# 令和6年4月以降の

# 新型コロナウイルス感染症への 対応について

**発熱などの症状があれば**



**かかりつけ医等に、電話相談の上、受診しましょう**

» 受診の際は医療機関の指示に従って、マスクの着用・駐車場での待機など感染対策にご協力ください。

※新型コロナ感染症にかかる診療は「保険診療」として、他の疾病と同様、診察料・検査料・コロナ治療薬・解熱鎮痛剤等の処方薬等に自己負担が生じます。(令和6年4月以降は、通常の医療体制に移行し、一部継続していた公費負担は終了します。)

※医療保険において、毎月の窓口負担(治療薬の費用を含む)について高額療養制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません。

**陽性が判明した場合、医師の指示に従って、  
無理せず学校や職場等を休むなど、  
自宅で安静に過ごしましょう**



※症状軽快後も発症から10日間はマスク着用など周囲にうつさない配慮をお願いします。

## 新型コロナの感染対策・検査・療養のポイント

### 感染対策

換気や手指衛生など基本的な感染対策は従来と同様です。  
詳しくは裏面をご覧ください。



### 感染不安時の検査

感染が不安な場合は  
**市販の抗原定性検査キット\*が活用できます**

※国が承認した検査キット(「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示のあるもの)を使用  
(症状がある場合は医療機関に相談を)



### 陽性判明後の療養

**発症翌日から5日間※1は  
外出を控えることが推奨※2されます**

※1: かつ症状軽快から24時間経過するまで ※2: 法律に基づく外出自粛は求められません

**同居家族の方は特に5日間は、ご自身の体調に注意してください**

※同居家族に対する外出自粛は求められません



### 相談窓口

感染対策や療養に関する各種相談

**鳥取県感染症対策センター・各保健所**

受付時間 平日8:30~17:15

鳥取市保健所

☎ 0857-30-8533

倉吉保健所

☎ 0858-23-3145

米子保健所

☎ 0859-31-9317

本庁(感染症対策センター)

☎ 0857-26-7799

受診の必要性や  
対処法の相談

**とっとりおとな・子ども救急ダイヤル**

相談受付時間 24時間・365日

**おとな #7119 子ども #8000**

## 感染対策等

自主的な感染対策に取り組んでいただく上で参考としてください。

### ～国が示す基本的な感染対策の考え方～



換気・手洗い等の手指衛生



マスクの着用



3密の回避／人と人との距離



- ☑ マスク着用は個人の主体的な判断が基本です。  
ただし医療機関受診時や高齢者施設等訪問時は着用を推奨しています。
- ☑ 流行期に、重症化リスクの高い方※は、近接した会話や混雑した場所を避けることが有効です。
- ☑ 予期せぬ体調悪化に備え、抗原定性検査キットや解熱剤等の常備薬を準備しておきましょう。
- ☑ 医療機関や高齢者施設で入院・入所中の方と面会される際は、施設のルールに従って対応してください。
- ☑ 特に高齢者と接する場合などは、体調を整え、マスク着用等の感染対策を行いましょう。

※高齢者、基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙)のある方、一部の妊娠後期の方等は重症化しやすいとされています。

## ワクチン接種

市町村による「新型コロナワクチンの定期接種」は、年1回、秋冬に行われます。

【対象者】・65歳以上の方・60～64歳で対象となる方※

※心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

【費用】原則有料(一部自己負担あり)

詳細はお住いの市町村からのご案内をお待ちください。

(定期接種以外で、ワクチン接種を希望される方は、任意接種(自費)となります。)

## よくあるご質問

### Q. 医療機関で陽性と診断されました。どうしたらいいですか？

A. 自宅で安静に過ごしましょう。令和5年5月8日以降、「発症翌日から5日間は外出を控えることが推奨」されています。症状としては、発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどが現れますですが、そのほとんどが2～4日で軽くなります。順調に経過すれば”かぜ”と大きな違いはありません。高熱となる場合もありますが、医療機関で処方された解熱剤などを服用し、安静にして様子をみてください。症状が悪化した場合は、かかりつけ医等に電話でご相談ください。すぐに受診できない場合に備え、あらかじめ市販の解熱剤等の薬を準備しておくと安心です。

### Q. 同居家族に陽性者が出来ましたが、どうしたらいいですか？

A. 家庭内の感染対策(食事を含め個室で療養、タオルや食器の共用を避ける、換気・手洗いの徹底、手が触れる場所(ドアノブ等)の消毒、お風呂は陽性者を最後に使用する等)を実施しましょう。令和5年5月8日以降、感染された方のご家族が「濃厚接触者」として特定されることなく、外出自粛も求められていません。ただし発症する可能性もありますので、特に5日間はご自身の体調にご注意ください。

### Q. 子どもが陽性になりました。学校はいつから登校できますか？

A. 新型コロナ感染症に罹患した場合、学校保健安全法施行規則では「発症翌日から5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」を出席停止期間としています。発症した日の扱いなどは受診した医療機関にご確認ください。

### Q. 従業員が感染しました。どうしたらよいでしょうか？

A. 職場内で感染が広がらないよう、陽性になった従業員には自宅療養を勧めましょう。従業員の復帰については医師の指示に従うとともに、外出を控えることが推奨されている期間(発症翌日から5日かつ症状軽快から24時間経過するまで)を参考に各事業所にてご判断ください。また職場内で感染が広がらないよう職場内での感染対策(換気・手洗いの励行等)を行いましょう。